

仙台市工事検査基準

(令和4年9月20日財政局長決裁)

(目的)

第1条 この基準は、仙台市検査事務要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、契約の履行を確認するための検査（以下「給付検査」という。）及び工事の適正かつ能率的な施工の確保と技術水準の向上に資するための技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、書類検査及び実地検査とする。ただし、気象や立地条件等により実地検査が困難な場合は、諸資料に基づき行うことができるものとする。

2 給付検査は、当該工事の出来高を対象として、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について確認し、適否の判断を行うものとする。

3 技術検査は、当該工事の施工中（中間検査時）及び給付検査時（完成検査時等）において実施することとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、技術的な観点から確認及び評価（以下「評価等」という。）を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 給付検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、電子媒体による記録を含む。以下「各種記録」という。）と契約書等とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

2 技術検査は、工事の施工状況等の的確さについて、評価等を行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 給付検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種記録と契約書等とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、要綱第10条第1項に基づき検査を行うものとする。

2 技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて、評価等を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 給付検査は、品質及び品質管理に関する各種記録と契約書等とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、要綱第10条第1項に基づき検査を行うものとする。

2 技術検査は、品質及び品質管理等の的確さについて、評価等を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの技術検査は、仕上がりの状態（とおり、すりつけ、納まりの程度等）、全体的な外観、関連工事（密接に関係する別契約の工事をいう。）との調和等について、評価等を行うものとする。

(委任)

第7条 この基準の施行に関し必要な事項は、検査課長が定める。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から実施する。

工事検査技術基準（平成元年4月1日制定）は廃止する。

別表第1 第3条関係（工事実施状況の検査の留意事項）

	項目	関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書、設計書、その他関係書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品・工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況
2	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿、その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容
3	安全管理	契約書等 工事打合せ簿 その他関係書類	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
4	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	施工方法、指示・指導等の処置状況、関連工事との調整及び現場管理状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳、その他関係書類	適正な施工体制の確保状況

注) この表において関連工事とは、施工上密接に関連する別契約の工事をいう。

別表第2 第4条関係（出来形の検査）、第5条関係（品質の検査）

	検査内容
出来形検査	<p>出来形検査は、位置、出来形寸法が設計図書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については検査員が実測し出来形を確認することを原則とする。</p> <p>また、実測が不可能なものについては書面（出来形管理写真を含む出来形管理書類）により確認を行う。</p> <p>出来形に関する検査は以下のとおり。</p> <p>① 出来形管理書類について、出来形寸法検査基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認する。</p> <p>なお、必要により、一部分を任意に抽出して出来形管理写真との整合についても確認する。</p> <p>② 検測箇所は、工事内容及び検査項目等を考慮し、偏りのないよう選定する。</p> <p>③ 実地において、出来形寸法を検測するとともに、ふくらみやくぼみ等の有無について観測する。</p> <p>なお、検査時不可視となる部分については、監督職員の段階確認書類及び受注者の測定結果資料に基づき検査を実施する。</p> <p>④ 出来形確認の結果と規格値の対比並びに観測結果に基づき適否を判断する。</p>
品質検査	<p>品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の観察により判断する。</p> <p>品質検査は以下のとおり。</p> <p>① 品質管理資料について、品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認する。</p> <p>② 現地や施工状況写真等の観察により、均等に施工されているか否かを判断する。</p> <p>③ 動作確認が行える施設については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能を実測する。</p> <p>④ 品質管理資料の規格値との対比、並びに観察結果により適否を判断する。</p>

注) 管理基準・規格値は、特記仕様書や施工計画書等に明記のない場合は、共通（標準）仕様書等に留意して検査を行う。